平成２１年（フ）第８５８号
岐阜市春近古市場北83番地３
破産者　近藤　　稔
１　決定年月日　平成23年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７２０号
岐阜県瑞穂市牛牧1293番地88
破産者　大前　理枝
１　決定年月日　平成23年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３８号
岐阜県羽島郡岐南町野中３丁目25番地
破産者　加藤美知子
１　決定年月日　平成23年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４７２号
兵庫県明石市大久保町大窪1986番地
破産者　有限会社エス・ワイ商事
１　決定年月日　平成23年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
愛媛県今治市八町西２丁目６番23号
破産者　有限会社グリーンヒル
１　決定年月日　平成23年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第６６号
高知市一宮東町１丁目26―５―４
破産者　株式会社軽貨物センター
１　決定年月日　平成23年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第６５号
宮城県気仙沼市南町１丁目２番６号
破産者　大森　康司
１　決定年月日　平成23年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第９８号
茨城県日立市神峰町３丁目３番８号、破産手続開始決定時茨城県日立市水木町１丁目18番10号
破産者　蛭田　洋平
１　決定年月日　平成23年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１６３１号
埼玉県桶川市若宮２丁目４番10号　そうます第２コーポ203号
破産者　高玉　正雄
１　決定年月日　平成23年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１７６号
埼玉県上尾市大字原市235番地８　レオパレス花咲の丘Ｉ103、旧住所埼玉県行田市持田１丁目８番11号
破産者　小新井錠二
１　決定年月日　平成23年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１８２号
埼玉県新座市東１丁目８番39号　新座四季タウン第２―103号室
破産者　塚田　一雄
１　決定年月日　平成23年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１８３号
埼玉県新座市東１丁目８番39号　新座四季タウン第２―103号室
破産者　塚田　　薫（旧姓細矢）
１　決定年月日　平成23年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２９１号
さいたま市北区土呂町１丁目63番地16　グランハイム飛鳥Ａ棟103
破産者　藤村　祐治
１　決定年月日　平成23年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２３号
長野県飯田市白山町３丁目東７番地１　飯田広告マンション２・203号
破産者　田口あけみ
１　決定年月日　平成23年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第３１号
愛知県豊橋市新栄町字大溝39番地　Ｃ―102
破産者　林　　克行
１　決定年月日　平成23年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第４１号
奈良県宇陀市室生区三本松3945番地
破産者　山村秦二朗
１　決定年月日　平成23年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第５３号
三重県伊賀市上野丸之内166番地の４、破産手続開始決定時の住所三重県名張市桔梗が丘６番町２街区91番地
破産者　福田　誠哉
１　決定年月日　平成23年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第５４号
三重県伊賀市上野丸之内166番地の４、破産手続開始決定時の住所三重県名張市桔梗が丘６番町２街区91番地
破産者　福田　快子
１　決定年月日　平成23年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第２１９２号
大阪市此花区高見１丁目７番15―1008号
破産者　藤坂　延惠
１　決定年月日　平成23年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部